

別記

第1号様式（第11条、第13条、第14条関係）

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

（あて先）京都府知事		氏名（法人にあっては、名称及び代表者）	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		メテック北村株式会社	
京都市南区上鳥羽藁田町1番地		代表取締役社長 北村 隆幸	
		電話 075 - 661 - 4900（代）	

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	電気めっき業
-------------	--------

該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
-----------	--

計画期間	平成18年4月～平成21年3月
------	-----------------

基本方針	メテック北村株式会社は、「創造力を集め、より良い製品造りをモットーに自己の総意を尽くして社会に貢献し、私たちの生活環境を豊かにし、知性を高める」という当社の基本方針を基に、全社員の創意工夫により、企業活動の中で地球環境の保全に配慮した行動をします。
------	--

推進体制	社長を責任者とする環境マネジメント組織を構成しており、その中で省エネなどの取組を行っています。（部門毎に、1回/月の進捗管理を実施）
------	--

年度ごとの具体的な取組及び措置	計画内容	
	年度	設備、対象、工程等
	18	生産部門 冷却水循環ポンプ・コンプレッサーなどをインバーター制御にして、省エネ化を図ります。
	18	間接部門 ハイブリッド車を優先に使用し、ガソリンの使用量を削減します。
	18-20	生産・間接部門 新規設備品に関しては、省エネタイプのものを選択し購入します。
	18-20	生産部門 集中生産による生産効率向上及びラインスピードアップで生産能力を拡大します。（生産性5%アップ）
	18-20	間接部門 昼休み及び使用しない部屋の消灯を徹底します。ウォームビズ・クールビズを実践します。

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率
		（平成17）年度 （二酸化炭素換算（t））	（平成20）年度 （二酸化炭素換算（t））	（計画） （%）
	A 事業所等排出区分	3,194 t	3,058 t	- 4.3 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 3,194 t	*2 3,058 t	- 4.3 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		（二酸化炭素換算（t））	
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
	削減量等合計			*3	t

差引排出量	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）
（排出合計-削減等合計）	*1 3,194 t	（*2）-（*3） 3,058 t	- 4.3 %

特記事項
 1)1999年11月に、重油ボイラーからガスボイラーに変更しました。2)2000年9月に、ガスエンジン・コージェネレーションシステムを稼働し、二酸化炭素排出量について27～45%を削減し継続しています。3)工場内にて「アイドリングストップ」の実施を啓蒙しています。4)フォークリフトは、全てガソリン車からバッテリー車に変更しました。5)環境教育は、5回/年の頻度で実施しており、全ての社員及び構成員（派遣・パートなど）を対象としています。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達への採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。